

掛川市条例第8号

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 30,600円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 30,600円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,600円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 60,600円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 67,200円
- (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 76,200円
- (7) 次のいずれかに該当する者 91,200円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が190万円以上300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条の保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

- (8) 次のいずれかに該当する者 106,200円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

- (9) 前各号のいずれにも該当しない者 121,200円

第3条第3項中「200万円」を「190万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- 3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。次項において「令」という。）附則第16条第1項又は第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、新条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、38,400円とする。
- 4 令附則第17条第1項又は第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、新条例第3条第1項第4号の規定にかかわらず、54,000円とする。